

平成 28 年 9 月 5 日  
商工労働部中小企業課  
野坂、石橋  
電話:0852-22-5881、6204

## 「(株) 地域経済活性化支援機構による (協) グリーンモール等への 再生支援決定」への対応について

### 1 協同組合の概要

- 理事長：南山泰志
- 所在地：江津市嘉久志町 2 3 0 6 番地 3 0
- 設立：昭和 5 6 年 3 月（開店：昭和 5 6 年 1 0 月）
- 出資金：8 百万円
- 組合員：1 2（テナント：1 9）
- 従業員数：1 1 7 名（全館：約 2 5 0 名）

### 2 これまでの支援

- 高度化事業：「独立行政法人中小企業基盤整備機構法」に基づく法律対策  
・中小企業者が共同して経営基盤の強化や事業環境の改善を図るために、工場団地・卸団地・ショッピングセンターなどを建設する事業に必要な資金を、中小企業基盤整備機構（以下「中小機構」という。）から借り入れた財源（当該事業の負担率 5 4 / 8 0）と**都道府県の財源（当該事業の負担率 2 6 / 8 0）**を合わせて、事業計画等に対する助言を行いながら、長期・低利（又は無利子）で貸付ける。 [高度化資金貸付概況（単位：億円）]

| 貸付年  | 設備投資    | 貸付元高   | 貸付残高   | 貸付残高の財源内訳 |      |
|------|---------|--------|--------|-----------|------|
| S 56 | 店舗新設    | 9. 5   | (完済)   | 特定財源      | 一般財源 |
| H 元  | 駐車場の増設  | 6. 0   | 0. 3   | [中小機構]    | [県]  |
| H 2  | 増床・設備投資 | 1. 0   | (完済)   |           |      |
| H 7  | 大規模な増床  | 2 0. 2 | 1 3. 8 |           |      |
|      | 計       | 3 6. 7 | 1 4. 1 | 9. 5      | 4. 6 |

### 3 現状

- 圏域人口の減少や高齢化、消費構造の多様化等などの外部的要因と、施設全体の観点での有効な店舗配置転換やテナント入れ替えなどの効果的な経営施策が打てず、集客力の低下やテナントの撤退などから売上が大幅に減少。
- 平成元・平成 7 年に借り入れた高度化資金（無利子）の当初計画通りの返済が困難となり、順次の条件変更を受けながら償還期限の 20 年間でいずれも超えてなお残債が約 14. 1 億円あり、返済の見込みが立たない状況。

### 4 「事業再生支援計画」の骨子

- (1) (株) 地域経済活性化支援機構（以下「支援機構」という。）の支援を受けながら、(株) イズミと今井産業(株) がスポンサーとなって事業を再生させる計画を策定し、9 月 2 日に支援決定された。
- (2) (協) グリーンモール及び関連する 3 社（(株) グリーンフード、(株) グリーンモール、(有) ジーエム）を一体として事業再生を行う。

## ① 再生ストラクチャー

- 協同組合は株式会社への組織変更（「新グリーンモール（仮称）」）後、吸収分割にて関係3社の資産負債を承継。
- 株イズミと今井産業株は、「新グリーンモール（仮称）」に対し、①出融資の実行、②スポンサー直営分の設備投資、並びに③役職員の派遣による事業支援を行う。
- 支援機構が各種調整のほか、金融機関等から債権買い取りを行う（実質債権放棄）。

## ② 主要施策

- 事業競争力回復施策
  - ・リニューアル投資の実施
  - ・イズミが全館を一括賃貸し、全館のテナントミックスを担う（一部直営）。
- 財務体質改善・経営管理体制の強化
  - ・スポンサーからの出融資により、設備投資資金を確保。
  - ・スポンサーより代表取締役を含む経営人材の派遣を受けて、経営体制を強化。
- 中長期的な取り組み
  - ・地元江津市との連携

### \* 経営者等の責任

- 組合等の全役員は退任（退職金や慰労金はない）する。
- 組合員は、組合への出資金及び建設協力金等の債権を全額放棄する。
- 組合員及び連帯保証人は、支援機構の私財調査に基づき、「経営者保証ガイドライン」等の基準により算出された各人の額を弁済。

## 5 県（高度化資金）への債権放棄の内容

高度化資金の債権残高の約14.1億円を、支援機構に約3.3億円で譲渡し、残りの約10.7億円（うち県分約3.5億円、中小機構分約7.2億円）を債権放棄する。

|          | (単位：億円) | 高度化資金 (単位：億円) |     |
|----------|---------|---------------|-----|
|          |         | 中小機構分         | 県分  |
| 債権残高     | 14.1    | 9.5           | 4.6 |
| うち、債権放棄額 | 10.7    | 7.2           | 3.5 |

※金融機関に対しても、貸付残高等に応じて公平に債権放棄の要請があっている。

## 6 「事業再生計画」に応じる県の考え

- (1) 地域の住民生活や経済環境に対して公共性・公益性の高い計画であること。
    - 江津市による中心市街地活性化計画（H26内閣府認定）
      - ・江津市の中心部は、集積している生活に不可欠な各施設それぞれが連携することで市全体に影響を与える「定住の拠点機能」を有している。
      - ・グリーンモールは商業集積ゾーンの中核施設として位置づけられ、周辺店舗に回遊する買い物客による消費や、市民の交流の場として賑わい創出など担う施設である。
      - ・こうした背景から、市及び商工団体から再生計画への協力について要請があっている。
    - 生活インフラの維持（住民の買い物環境）。
    - 雇用の維持及び地域への経済波及効果。
  - (2) 経営者・連帯保証人が、それぞれ出来る責任を果たしていること。
  - (3) 実現性ある再生計画であること。
- \* 県の債権のうち約7割の財源を県に貸し付けている中小機構が、債権放棄に同意したこと。

(1) 地域の住民生活や経済環境に対して公共性・公益性の高い計画となっていることに合わせ、(2)、(3)、\*などを総合的に判断し、この事業再生計画に同意したい。

